

2004年1月27日

知的財産戦略推進事務局 殿

コルベール委員会事務局

意見書

知的財産戦略本部発足より、様々な知的財産権保護強化に対する話し合い、検討を行って頂いていることは、今後の日本が目指す「知的財産立国」への大きな一歩であり、私共、知的財産権の権利者としても日本政府に対し感謝するものであります。

私共、コルベール委員会においても、これに関する協力は一切惜しむべきものではありませんし、権利者の立場からの努力もいとわない所存であります。その意味からも、弊委員会は2002年12月、及び2003年4月と2度に亘り、既に要望書を当時の知的財産戦略事務局宛てに提出をさせて頂いております。

2003年7月8日付けで、貴本部が推進計画を発表され、その中で弊委員会が要請した内容についても、検討事項として取り上げて頂いていることは承知しておりますし、その点は深く感謝申し上げます。

本意見書においても、以前から行っている5項目に亘る要請事項、

- 1. 知的財産権侵害物品の輸入者及び輸出者に関する情報の開示**
- 2. 権利者の意志により直接に模倣品輸入者と争う民事措置の実現**

3. 個人使用目的による侵害品輸入禁止
4. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を超えた取締り
5. インターネットによる模倣品販売者に関し、当局から権利者に対する情報開示

から、一切内容は離れることはございませんが、前回まで提出した要望書から若干の時間の経過も鑑み、上記 5 項目に対する多少の付加事項を明記させていただきます。

1. 知的財産権侵害物品の輸入者及び輸出者に関する情報の開示
2. 権利者の意志により直接に模倣品輸入者と争う民事措置の実現

上記、2 項目については、既に現在、財務省、経済産業省等各関係省庁で十分な検討がなされているものと把握しております。現行の水際における措置においては、情報開示は「守秘義務」に基づき行っていないものであり、これらを今後開示していこうとする上でも、検討に検討を重ねられていることと思えます。

私共としてましても、これらの情報開示が行われることにより、今までの税関

業務に支障をきたすことは望んでおりませんし、情報が開示されることにより我々権利者に関しても、様々な義務が課せられることは承知の上であります。その意味においても、適切な形での情報開示がなされることを切にお願いする所存であります。

3. 個人使用目的による侵害品輸入禁止

「個人使用」を認めるか、認めないかについては、商標法第2条にある「商標」の定義づけとしてある「業として」との内容に深く関わるものであり、商標法自体の改正につながるという点でも、様々な論議がかもしたされていることと思慮いたします。

もちろん「商標」であることは、販売目的とする商品上に識別のためにマークを付すことであり、商業上利用するものであることは否定致しません。

しかしながら、商標法が施行された当時から今我々がいる現在において、この「業」の形態は大きく変化しているものであります。IT時代到来以前は、個人が業を興すということは、資金の問題、場所の問題等様々な問題をクリアしなければなりませんでした。現在に至ってはどこにしようが、インターネットを利用して容易に「個人」が輸入を行い、また業をなすことが可能な時代となっております。

弊委員会のメンバーの一例をあげますと、2003年度刑事事犯の中で、54%がインターネットを利用した「個人」によるものであります。更に、これら「個人」のほぼ100%が、自ら海外へ商品の買い付けに行っている、もしくは少量を数回に渡り海外から直接「個人輸入」と称して輸入している模倣品の販売でありました。

この事実を踏まえ、「個人使用」、「個人輸入」を容認することは危険であり、犯罪が増加する一要因となることは否めません。

現在、この点についても関係省庁にご検討頂いていることは承知しておりますが、「個人使用」、「個人輸入」ということが不正な取引の抜け道になることがないよう、強く要請するしだいでありませぬ。

4. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を超えた取締り

5. インターネットによる模倣品販売者に関し、当局から権利者に対する情報開示

インターネットに関する内容は既に、3の項目でも述べさせて頂いております。警察当局の取り締まりにおいても、以前と比べインターネット事犯に関する管轄の問題は解消されつつあると実感しております。今後、インターネット等を利用しての犯罪は益々グローバル化し、組織化され、増加の一途をたどることは容易に推測されることから、警察当局における管轄権を超えた取締りが100%確立されることは必然であると思慮致しますし、お願いするものです。

また、情報開示については、現行の「プロバイダー責任制限法」では、情報開示の困難性をきたしております。これは「個人のプライバシーの保護」に重点を置いているものであると思ひますし、これを否定するものではありませんが、事実犯罪を犯している人に対してもこれを適用する必要があるのでしょうか。

インターネット上で模倣品の販売を確認した権利者が、その模倣品を購入後、送り主の欄に記載のある住所に対し、警告を行おうとしても実際には存在し得ない住所、もしくは全く無関係の人の住所であるということは頻繁に起こる問題であります。これは、顔や姿が一切見えない状況下での取引が可能であるからこそできるものであります。そうなると一切の情報を入手できない、権利者にとっては、民事、刑事による措置が困難になってきます。

また、実際にプロバイダーに対し、模倣品をオークションで出展していた人の情報開示を求めたことも、弊委員会のメンバーの中にはおりますが、提出すべき多量の必要書類の準備、プロバイダーとのやり取り等により想像以上の時間を必要としております。事実、プロバイダーと権利者の間でのやり取りに時間がかかり、昨年秋に情報開示を要請して以来、現在に至ってもいまだ情報の開示は行われておりません。

守るべき「個人」の情報と「犯罪者」との違いを明確にし、もっと容易に犯罪者に対する情報が得られるよう何らかの措置をお願いするものであります。

更には、プロバイダーに対する何らかの責任義務を負わせるのも必要ではないでしょうか。事実、インターネット利用者は現在多数に及び、不特定の個人全てを把握することは極めて困難であることは理解しております。しかしながら、犯罪の場所を提供していながら、それを全く関係のないものとして、プロバイダーによる対応がなかなかなされていないことも現実であります。

オークションでは、3%等の手数料を取っているプロバイダーもあり、模倣品販売という犯罪行為で得た利益の一部をもプロバイダーが手にしていることは、いくら知らなかったといっても、この事実を否定することはできないのではないのでしょうか。

プロバイダー自身が、自ら提供している「場所」を責任を持って管理してもらうことを強く望むものです。